

# 1 職員の任免及び職員数に関する状況

## (1) 職員の任免の状況

### ①採用の状況（平成29年4月1日現在）

区分	合計	競争試験	選考	再任用
一般事務	15人	10人	1人	4人
保育士・幼稚園教諭	2人	2人		
土木	3人	3人		
医師	1人		1人	
理学療法士	1人	1人		
看護師	5人	4人	1人	
病院事務	1人	1人		
合計	28人	21人	3人	4人

### ②退職等の状況（28年度）

区分	合計	定年		勸奨	その他						
		勤務延長後			自己都合	分限	懲戒	失職	死亡	再任用後離職	
一般事務	18人	8人		4人	4人						2人
社会福祉士	1人				1人						
保育士・幼稚園教諭	2人	2人									
調理員	2人	1人		1人							
看護師	4人	1人	1人		3人						
合計	27人	12人	1人	5人	8人	0人	0人	0人	0人	2人	

## (2) 職員数の状況

### ①部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数	
		平成28年	平成29年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4人	4人	0人
		総務	71人	74人	3人
		税務	21人	20人	△ 1人
		民生	75人	76人	1人
		衛生	37人	37人	0人
		農林水産	29人	29人	0人
		商工	8人	7人	△ 1人
		土木	26人	25人	△ 1人
	計	271人	272人	1人	
	教育部門	79人	74人	△ 5人	
小計	350人	346人	△ 4人		

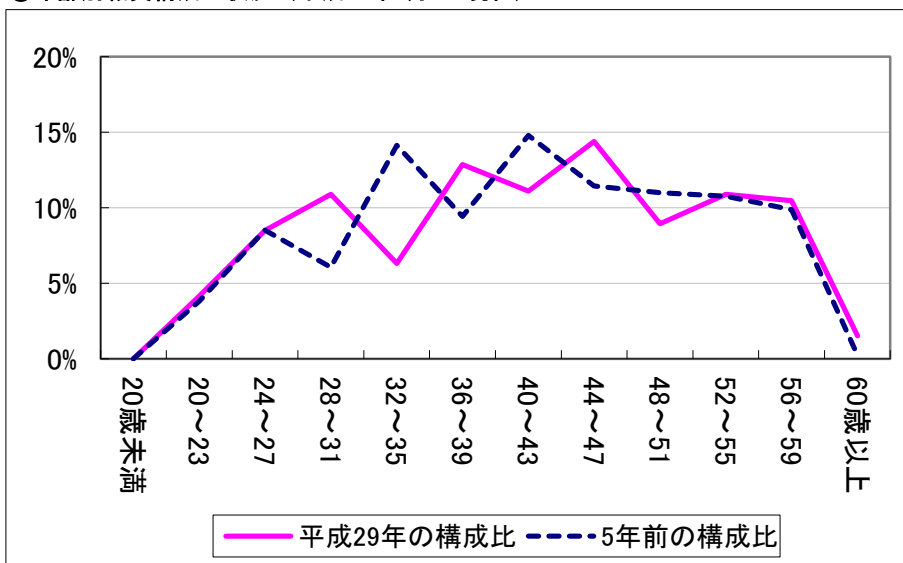
(次頁へつづく)

(前頁からのつづき)

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成28年	平成29年	
公営企業等 会計部門	病院	74人	78人	4人
	水道	6人	6人	0人
	下水道	14人	15人	1人
	その他	14人	14人	0人
	小計	108人	113人	5人
合計		458人 [477人]	459人 [477人]	1人 [0人]

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。  
 2 合計欄の[ ]内は、条例定数の合計です。  
 3 公営企業等会計部門の「その他」は、国民健康保険事業、後期高齢者医療事業及び介護保険事業に係るものです。

## ②年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	職員数
20歳未満	0人
20歳～23歳	19人
24歳～27歳	39人
28歳～31歳	50人
32歳～35歳	29人
36歳～39歳	59人
40歳～43歳	51人
44歳～47歳	66人
48歳～51歳	41人
52歳～55歳	50人
56歳～59歳	48人
60歳以上	7人
計	459人

※職員数には特別職を除いた数を計上しています。

## 2 職員の人事評価の状況

職員の人材育成及び適材適所な人事異動、公正な給与待遇実現を目的として、人事評価を実施しています。

評価の対象職員	市民病院の医療職を除く全職員
評価者	課長級以上の職員が評価（1次評価、2次評価）
評価項目	勤務態度評価、能力評価、業績評価

### 3 職員の給与の状況

#### (1) 総括

##### ①人件費の状況（普通会計決算見込み）

区分	住民基本台帳人口 (28年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	45,518人	20,676,772千円	447,309千円	3,502,799千円	16.9%	15.9%

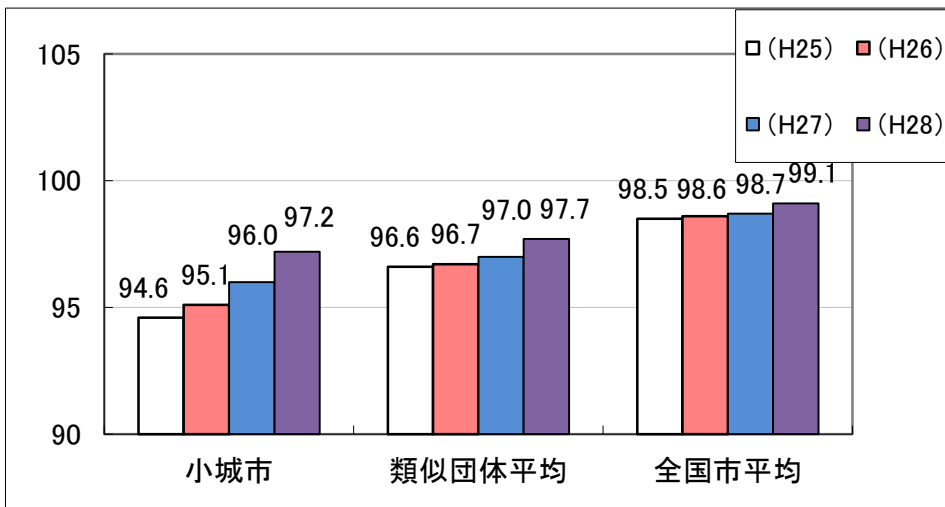
(注) 人件費には、特別職（市長、市議会議員及び区長ほか）に支給される給料、報酬等を含みます。

##### ②職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	350人	1,275,079千円	240,426千円	479,740千円	1,995,245千円	5,701千円	5,780千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

##### ③ラスパイレース指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレース指数を単純平均したものです。

#### (2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

##### ①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

###### ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）	
小城市	41.0歳	302,966円	362,006円	324,041円	
(参考) 平成28年	佐賀県	42.9歳	331,969円	413,017円	358,044円
	国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
	類似団体	42.3歳	317,879円	373,353円	343,643円

###### イ 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）	
小城市	46.8歳	295,292円	314,566円	306,137円	
(参考) 平成28年	佐賀県	54.4歳	326,148円	366,107円	340,214円
	国	50.4歳	287,447円	—	329,358円
	類似団体	50.3歳	318,114円	344,558円	330,685円

ウ 小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
小城市	36.7歳	274,780円	318,982円
(参考)	佐賀県	45.4歳	416,691円
平成28年	類似団体	41.5歳	331,586円

エ 福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
小城市	40.7歳	299,536円	336,624円	304,888円
(参考)	佐賀県	—	—	—
平成28年	国	42.4歳	330,211円	379,832円
	類似団体	41.5歳	299,947円	310,513円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。  
 3 小城市の「ウ 小・中学校（幼稚園）教育職」に係る職種は幼稚園教諭、「エ 福祉職」は保育士です。

②職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区分	小城市	国
一般行政職	大学卒	169,000円
	高校卒	147,100円
技能労務職	高校卒	144,500円
	中学卒	132,500円
福祉職	短大卒	157,000円

③職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成29年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	239,056円	335,400円
	高校卒	—	297,375円
技能労務職	高校卒	—	—
	中学卒	—	—
福祉職	短大卒	—	—

(注) 職員数が少ない職種の階層は、近似の階層で集計し、近似の階層にも職員がいないものは省略しています。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況（平成29年4月1日現在）

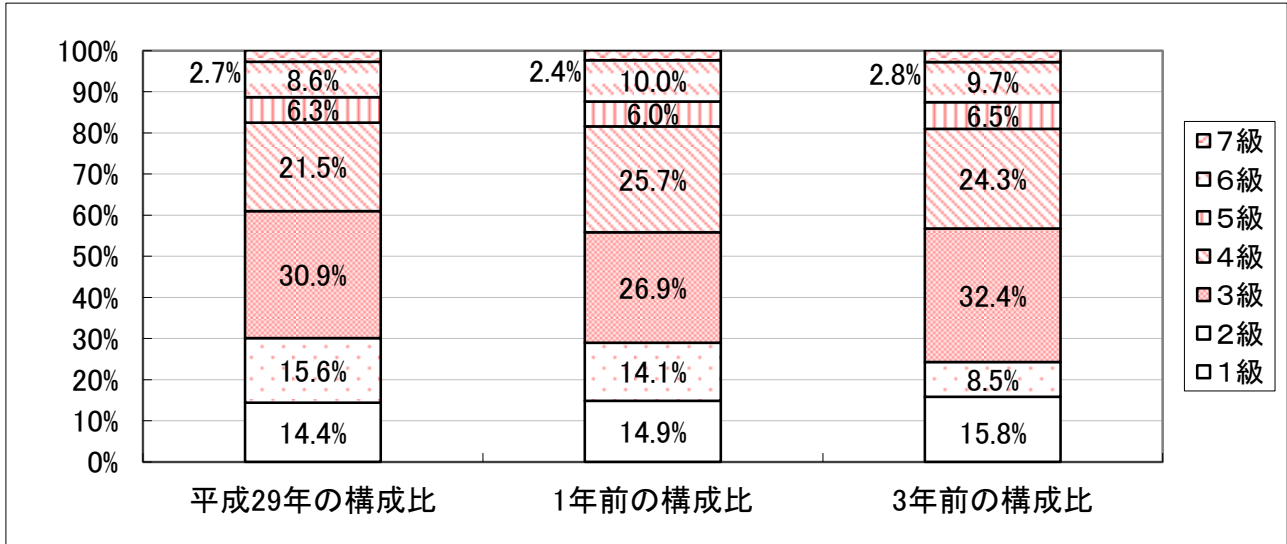
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	・ 困難な業務を遂行する部長及び事務局長	7人	2.7%
6級	・ 部長及び事務局長 ・ 困難な業務を遂行する課長、室長、参事、次長、事務局長及び会計管理者	22人	8.6%
5級	・ 課長、室長、参事、次長、事務局長及び会計管理者 ・ 困難な業務を処理する副課長及び副局長	16人	6.3%
4級	・ 副課長及び副局長 ・ 困難な業務を処理する係長、主査、書記	55人	21.5%
3級	・ 係長、主査、書記	79人	30.9%

(次頁へつづく)

(前頁からのつづき)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
2級	・主事、書記	40人	15.6%
1級	・主事、書記	37人	14.4%

(注) 1 小城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



#### (4) 職員の手当の状況

##### ① 期末手当・勤勉手当

区分	小城市	国
1人当たり平均支給額 (28年度)	1,369千円	—
28年度支給割合	期末手当	2.60月分 (1.45月分) 同じ
	勤勉手当	1.70月分 (0.80月分) 同じ
加算措置の状況 (職制上の段階、職務の級等による加算措置)	役職加算 5～15%	役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### ② 退職手当 (平成29年4月1日現在)

区分	小城市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
支給率	勤続20年	20.445月分	同じ	同じ
	勤続25年	29.145月分		
	勤続35年	41.325月分		
	最高限度額	49.59月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
退職時特別昇給	なし		—	
1人当たり平均支給額	4,057千円	22,505千円	—	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額です。

##### ③ 地域手当 制度なし

④特殊勤務手当（28年度決算見込み）

支給実績 (28年度決算見込み)	職員全体に占める手当支給職員の割合 (28年度)	手当の種類 (手当数)
1,065千円	5.3%	5

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	従事した税務課職員	市税及び保険税の徴収業務に従事したとき	日額250円
防疫等作業手当	従事した職員	防疫作業に従事したとき	日額300円
社会福祉業務手当	従事したケースワーカー等の職員	ケースワーカー等の職務に従事したとき	月額3,000円
環境衛生業務手当	従事した職員	犬、猫等の死体の処理及び廃棄物の収集、分別、積替えに従事したとき	日額500円
行路死亡人取扱手当	従事した職員	行路死亡人の取り扱いに従事したとき	日額2,000円

⑤時間外勤務手当

区分	28年度決算（見込み）	27年度決算
支給実績	128,742千円	130,926千円
職員1人当たり平均支給年額	342千円	347千円

⑥その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	28年度決算（見込み）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●扶養親族のある職員に支給                             <ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 10,000円</li> <li>配偶者以外                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>子 8,000円</li> <li>※配偶者がいない場合 そのうち1人 10,000円</li> <li>子以外 6,500円</li> <li>※配偶者がいない場合 そのうち1人 9,000円</li> <li>子（16歳年度～22歳年度） 5,000円 加算</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	同じ	—	36,217千円	216,866円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●借家・借間に居住する職員に支給                             <ul style="list-style-type: none"> <li>借家・借間居住職員 最高27,000円</li> <li>（12,000円/月を超える家賃を支払っている職員）</li> </ul> </li> </ul>	同じ	—	22,676千円	273,198円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通勤距離が片道2km以上である職員に支給                             <ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関等の利用者                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>運賃等相当額（限度額55,000円/月）</li> </ul> </li> <li>自動車等の利用者                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>通勤距離相応額（2,000～31,600円/月）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	同じ	—	14,037千円	44,561円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●管理又は監督の地位にある職員に支給                             <ul style="list-style-type: none"> <li>部長級職員 69,000円/月</li> <li>課長級職員 43,000円/月</li> </ul> </li> </ul>	異なる	支給額	18,727千円	550,805円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・週休日又は休日等に勤務の場合（6時間を超える勤務は5割増）                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>部長級職員 7,000円</li> <li>課長級職員 6,000円</li> </ul> </li> <li>・平日の0時から5時に勤務の場合                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>部長級職員 3,500円</li> <li>課長級職員 3,000円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	異なる	支給額	771千円	28,555円

（次頁へつづく）

(前頁からのつづき)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	28年度決算（見込み）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
休日勤務手当	●祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	3,697千円	30,053円
夜間勤務手当	●正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	0千円	0円

(5) 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区分	給料月額等		区分	28年度支給割合 (加算措置の状況)
		(参考) 類似団体における最高/最低額		
給料	市長	823,000円	950,000円 / 259,000円	3.25月分 (15%)
	副市長	659,000円	772,000円 / 325,000円	
報酬	議長	460,000円	545,000円 / 230,000円	3.25月分 (15%)
	副議長	401,000円	474,000円 / 200,000円	
	議員	374,000円	442,000円 / 180,000円	
			期末手当	

区分	算定方式	支給割合	1期の手当額	支給時期	
退職手当	市長	給料月額×在職年数×支給割合	500/100	16,460千円	任期毎
	副市長	給料月額×在職年数×支給割合	294/100	7,750千円	任期毎

- (注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。  
 2 「（参考）類似団体における最高/最低額」は、参考値として平成28年のものを記載しています。

(6) 公営企業職員等の状況（水道事業）

① 職員給与費の状況（28年度決算見込み）

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占める職員給与費比率
28年度	238,154千円	36,633千円	43,338千円	18.2%	18.7%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	6人	24,069千円	4,452千円	8,889千円	37,410千円	6,235千円	6,190千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。  
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小城市	45.0歳	351,450円	484,027円
類似団体平均	44.7歳	346,797円	514,785円

- (注) 1 基本給は給料及び扶養手当の合算額です。  
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区分	小城市	小城市（一般行政職）	類似団体平均
1人当たり平均支給額（28年度）	1,482千円	1,378千円	1,464千円
28年度支給割合	期末手当 2.60月分（1.45月分）	同じ	—
	勤勉手当 1.70月分（0.80月分）	同じ	—
加算措置の状況 （職制上の段階、職務の級等による加算措置）	役職加算 5～10%	役職加算 5～15%	—

- (注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

区分	小城市		小城市（一般行政職）		類似団体平均
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
支給率	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	同じ	同じ
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分		
	勤続35年	41.325月分	49.59月分		
	最高限度額	49.59月分	49.59月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		同じ		—
退職時特別昇給	なし		同じ		—
1人当たり平均支給額	なし		18,566千円		15,855千円

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額です。  
※ただし、個人情報保護の観点から一部省略しています。

ウ 地域手当 制度なし

エ 特殊勤務手当 制度なし



オ 時間外勤務手当

区分	28年度決算（見込み）	27年度決算
支給実績	1,208千円	979千円
職員1人当たり平均支給年額	242千円	163千円

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	28年度決算（見込み）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●扶養親族のある職員に支給</li> <li>配偶者 10,000円</li> <li>配偶者以外</li> <li>子 8,000円</li> <li>※配偶者がいない場合 そのうち1人 10,000円</li> <li>子以外 6,500円</li> <li>※配偶者がいない場合 そのうち1人 9,000円</li> <li>子（16歳年度～22歳年度） 5,000円 加算</li> </ul>	同じ	—	1,152千円	230,400円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●借家・借間に居住する職員に支給</li> <li>借家・借間居住職員 最高27,000円</li> <li>（12,000円/月を超える家賃を支払っている職員）</li> </ul>	同じ	—	（略）	（略）
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通勤距離が片道2km以上である職員に支給</li> <li>交通機関等の利用者</li> <li>運賃等相当額（限度額55,000円/月）</li> <li>自動車等の利用者</li> <li>通勤距離相応額（2,000～31,600円/月）</li> </ul>	同じ	—	184千円	45,900円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●管理又は監督の地位にある職員に支給</li> <li>課長級職員 43,000円/月</li> </ul>	同じ	—	（略）	（略）
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給</li> <li>・週休日又は休日等に勤務の場合（6時間を超える勤務は5割増）</li> <li>課長級職員 6,000円</li> <li>・平日の0時から5時に勤務の場合</li> <li>課長級職員 3,000円</li> </ul>	同じ	—	（略）	（略）
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給</li> <li>勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数</li> </ul>	同じ	—	0千円	0円
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●祝日法による休日等に勤務した職員に支給</li> <li>勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数</li> </ul>	同じ	—	191千円	38,178円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●宿日直勤務を行った職員に支給</li> <li>浄水場の管理・保全等 5,400円又は6,400円</li> </ul>	異なる	支給額	30千円	6,000円

（注） 個人情報保護の観点から一部省略しています。

(7) 公営企業職員等の状況（病院事業）

① 職員給与費の状況（28年度決算見込み）

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 27年度の総費用に占める職員給与費比率
28年度	1,214,336千円	25,669千円	735,725千円	60.6%	60.6%

(注) 職員給与費には、事業管理者に支給される給料、臨時職員の報酬等を含みます。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	73人	284,715千円	86,755千円	108,151千円	479,621千円	6,570千円	6,792千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。  
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数です。（事業管理者は含みません。）

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小城市（うち医師）	52.0歳	553,375円	751,545円
小城市（うち看護師）	43.6歳	326,024円	442,141円
小城市（うち事務職員）	40.0歳	297,113円	403,260円
類似団体平均（うち医師）	44.4歳	564,493円	1,390,925円
類似団体平均（うち看護師）	39.0歳	289,980円	458,898円
類似団体平均（うち事務職員）	42.9歳	326,257円	496,398円

(注) 1 基本給は給料及び扶養手当の合算額です。  
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区分		小城市	小城市（一般行政職）	類似団体平均
1人当たり平均支給額（28年度）	（医師）	2,531千円	1,378千円	2,376千円
1人当たり平均支給額（28年度）	（看護師）	1,398千円		1,170千円
1人当たり平均支給額（28年度）	（事務職員）	1,260千円		1,346千円
28年度支給割合	期末手当	2.60月分（1.45月分）	同じ	—
	勤勉手当	1.70月分（0.80月分）	同じ	—
加算措置の状況 （職制上の段階、職務の級等による加算措置）		役職加算 5～10%	役職加算 5～15%	—

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

区分	小城市		小城市（一般行政職）		類似団体平均
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
支給率	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	同じ	同じ
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分		
	勤続35年	41.325月分	49.59月分		
	最高限度額	49.59月分	49.59月分		
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		同じ	—
退職時特別昇給		なし		同じ	—
1人当たり平均支給額		504千円	2,137千円	18,566千円	4,756千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 制度なし

エ 特殊勤務手当

支給実績 (28年度決算見込み)	職員全体に占める手当支給職員の割合 (28年度)	手当の種類 (手当数)
52,513千円	64.4%	8

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
研究手当	医師	医療業務に関する研究を行ったとき	日額 15,500円
臨床手当	医師	医療業務に従事したとき	日額 給料月額×1.5/1000
手術手当	従事した医師	手術業務に従事したとき	1回15,000円以内
分娩手当	従事した医師	分娩介助業務に従事したとき	1回15,000円
夜間看護手当	従事した看護師、助産師	深夜の看護業務に従事したとき	深夜勤務又は準夜勤務1回につき2,000円
放射線取扱手当	従事した診療放射線技師	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき	日額350円
入院手当	従事した医師	宿直時に診察した患者が入院に至ったとき	患者1人につき5,000円
救急呼出待機手当	診療放射線技師及び臨床検査技師	勤務を要しない日及び時間に自宅待機を命じられたとき	自宅待機1回につき1,000円

オ 時間外勤務手当

区分	28年度決算（見込み）	27年度決算
支給実績	11,759千円	11,293千円
職員1人当たり平均支給年額	161千円	149千円

カ その他の手当（平成29年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	28年度決算（見込み）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●扶養親族のある職員に支給</li> <li>配偶者 10,000円</li> <li>配偶者以外 <ul style="list-style-type: none"> <li>子 8,000円</li> <li>※配偶者がいない場合 そのうち1人 10,000円</li> <li>子以外 6,500円</li> <li>※配偶者がいない場合 そのうち1人 9,000円</li> <li>子（16歳年度～22歳年度） 5,000円 加算</li> </ul> </li> </ul>	同じ	—	7,845千円	206,458円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●借家・借間に居住する職員に支給</li> <li>借家・借間居住職員 最高27,000円</li> <li>(12,000円/月を超える家賃を支払っている職員)</li> </ul>	同じ	—	2,812千円	255,663円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通勤距離が片道2km以上である職員に支給</li> <li>交通機関等の利用者 運賃等相当額（限度額55,000円/月）</li> <li>自動車等の利用者 通勤距離相応額（2,000～31,600円/月）</li> </ul>	同じ	—	3,477千円	70,960円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●管理又は監督の地位にある職員に支給</li> <li>課長級職員 43,000円</li> <li>院長 52,000円</li> <li>副院長 29,000円</li> <li>在宅医療推進管理者 29,000円</li> </ul>	異なる	支給額	2,412千円	401,976円

(次頁へつづく)

(前頁からのつづき)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	28年度決算（見込み）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>●管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給</li> <li>・週休日又は休日等に勤務の場合（6時間を超える勤務は5割増） 課長級職員 6,000円</li> <li>・平日の0時から5時に勤務の場合 課長級職員 3,000円</li> </ul>	同じ	—	0千円	0千円
休日勤務手当	●祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	—	331千円	18,375円
夜間勤務手当	●正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	—	4,636千円	144,874円
宿日直手当	●宿日直勤務を行った職員に支給 医師 20,000円 看護師 5,900円	異なる	支給額	7,022千円	438,881円

#### 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

##### (1) 勤務時間の概要（平成29年4月1日現在）

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	1時間	日曜日及び土曜日

(注) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員は、上記以外の勤務時間等の割振りによります。

##### (2) その他の勤務条件の状況

###### ① 休暇の概要（平成29年4月1日現在）

休暇の種類	概要等	給与支給の有無
年次有給休暇	労働基準法第39条の諸規定によって与えられる休暇 最高 20日/年 付与（繰越有り 最高 40日/年）	有給
病気休暇	医師の証明等に基づいて、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇 私傷病の場合 90日以内 結核性疾患の場合 1年6月以内 高血圧症ほか慢性疾患の場合 180日以内	有給
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇	有給
介護休暇	配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で、負傷、疾病または老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇 介護を必要とする一の継続する状態ごと 必要と認められる期間（6月以内）	無給
組合休暇	任命権者の許可を得て職員団体の業務又は活動に従事する期間における休暇 20日/年 以内	無給

###### ② 一般職員の年次有給休暇の取得状況（暦年：平成28年1月1日～平成28年12月31日）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
A	B	C	B/C	B/A
7,627日	1,906.5日	205人	9.3日/人	25.0%

(注) 全対象職員数とは、平成28年1月1日から平成28年12月31日の全期間を在籍した一般職員（非現業の一般職に属する職員のうち、市長部局に勤務する職員）に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除く職員数です。

###### ③ 育児休業等の利用状況（28年度）

区分	育児休業取得者数		部分休業取得者数		新たに取得可能となった対象職員数	新規取得者の平均承認期間	
	うち新規		うち新規			育児休業	部分休業
男性職員	1人	1人	0人		11人	2ヶ月	
女性職員	12人	7人	0人		7人	1年	
計	13人	8人	0人	0人	18人	1年2ヶ月	

(注) 育児（部分）休業取得者数には、その期間が当該年度以前から引き続いている職員数を含みます。

## 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況（28年度）

区分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績がよくない場合	0人	0人			0人
心身の故障の場合	0人	0人	4人		4人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人			0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0人	0人			0人
刑事事件に関し起訴された場合			0人		0人
条例で定める事由による場合			0人	0人	0人
合計	0人	0人	4人	0人	4人

### (2) 懲戒処分の状況（28年度）

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	0人	0人	0人

## 6 職員のサービスの状況

### (1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、次のようなサービス上の強い制約を課しています。

- ・法令等及び上司のサービス上の命令に従う義務（同法第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ・秘密を守る義務（同法第34条）
- ・職務に専念する義務（同法第35条）
- ・政治的行為の制限（同法第36条）
- ・争議行為等の禁止（同法第37条）
- ・営利企業等の従事制限（同法第38条）

### (2) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第35条）。

ただし、条例に定める事由に該当する場合は、あらかじめ承認を得ることで、職務に専念する義務を免除される場合があります。

（条例に定める事由）

- ・研修を受ける場合
- ・厚生に関する計画の実施に参加する場合
- ・任命権者が定める場合

### (3) 営利企業等従事許可の概要

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないとされています（地方公務員法第38条）。

## 7 職員の退職管理の状況

平成28年4月1日施行の改正地方公務員法により、職員の退職管理に関し、元職員による現役職員への働きかけを禁止するなどの規制が開始されました。（地方公務員法第38条の2）

これに伴い、「小城市職員の退職管理に関する規則」を制定し、適正な退職管理に取り組んでいます。

### (1) 現役職員への働きかけの禁止

本市の職員であった者で、本市を離職した後に営利企業等に再就職した場合、離職前5年間又は一定の職（課長職以上）に就いていた間の職務に関するものに関し、現役職員への働きかけ（契約事務や処分の依頼・要求等）を行うことが離職後2年間禁止されます。（在職中に自らが決定した契約等の事務については、期限の定めなく禁止されます。）

元職員が現職職員に対して、不正な行為をするように働きかけた場合、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の対象となります。

### (2) 28年度に退職した職員（課長級以上）の再就職の状況

平成28年度退職者数 (課長級以上)	うち再就職者数		
	再任用職員	嘱託・日々雇用	営利企業等
10人	4人	0人	0人

## 8 職員の研修の状況

### (1) 人材育成の概要

小城市では、市職員の育成に関する基本的な方針を示した人材育成基本方針を定め、次に掲げる基本理念のもと、全庁的に人材育成に取り組むこととしています。

(人材育成の基本理念)

小城市の人材育成にあたっては、市職員が全体の奉仕者であることを改めて自覚し、「小城市の新しいまちづくりへの意欲と能力を持ち、市民から信頼される職員」になることを目標に取り組みます。

このことは、職員一人ひとりが組織の「人材」としてチカラを発揮するとともに、市民にとっての「人財」と認められる職員に進化することを目指すものです。

### (2) 研修の状況（28年度）

区分	主な研修	受講者数	備考
職場研修	人権同和問題職員研修	460人	
	メンタルヘルス職員研修	270人	
	ハラスメント防止職員研修	207人	
	新型インフルエンザ発生時の防護服着脱研修	105人	
	行政不服審査制度職員研修	35人	係長級以上の職員
	法制執務研修	149人	
	DV被害者支援に係る職員研修	31人	新採職員及び関係業務従事職員
	男女協働参画職員研修	52人	係長級以上の職員
	防災力強化出前研修	51人	採用後5年未満の職員
	マナー・接遇能力向上研修	80人	
共同研修	新規採用職員研修	18人	佐賀県市長会
	階層別研修 市町管理者研修、新任課長研修、市町監督者及び上級監督者研修、市町職員第1部研修及び第2部研修	35人	佐賀県市町村振興協会
	職能別研修 危機管理研修、公会計研修（基礎・応用）、行政法研修	9人	
	能力開発研修 仕事ダンドリ改善研修、住民満足度向上のための接遇研修、議会対応研修、わかりやすい資料づくり研修	12人	
	専門課題研修 市町村税徴収事務研修、CAD研修、防災ファシリテーション研修	8人	
	まちづくり戦略セミナー 地方創生における自治体職員の立ち位置研修	3人	
現地調査型行政課題研修 海外研修	1人		
派遣研修	研修所研修 住民税課税事務	1人	市町村アカデミー
	研修所研修 ストレスチェックを活用した職場改善研修	1人	全国市町村国際文化研修所
	研修所研修 自治大学第2部課程	1人	自治大学校



## 9 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 安全衛生管理の概要

#### ①健康診断の実施状況

疾病の早期発見と健康の保持増進のため、職員の健康診断を年1回定期的に実施しています。

区分	対象者数	受診者数	受診率
28年度末	462人	454人	98.3%

(注) 対象者数には、職員のほか市長、副市長及び教育長を含みます。  
受診者数には、人間ドック受診者も含みます。

#### ②メンタルヘルスへの対応（概要）

職員の不安や悩みを解消し、健康な体及び精神の保持を図り、職員が職務に専念できるよう実施しています。平成17年から「なんでもカウンセリング」と称し、受付を担当する職員（衛生管理係）が予約窓口となって、臨床心理士が個別に相談に応じています。対象者は、概ね1月以上の長期休職者に係る職場復帰カウンセリング、希望者、指名による者、及び年齢階層該当者です。

#### ③セクシュアルハラスメントへの対応（概要）

職場におけるセクシュアルハラスメントの防止に関する要綱を制定し、セクハラ相談員及び苦情処理委員会を設置しています。

また、女性職員、セクハラ相談員及び管理職の職員ごとに、講師を招いて研修会を実施しています。

### (2) 厚生福利制度の概要

#### ①共済制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条の規定により制定された地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。

本市は佐賀県市町村職員共済組合に加入しています。共済組合では、組合員である職員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡、休業、及び災害などに対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職後の生活を保障する退職共済年金、遺族共済年金など主として老後を助ける給付を行う「長期給付事業」、職員とその家族の病気予防などの保健事業、貯金の積立て、住宅資金の貸付などの「福祉事業」を行っています。

#### ②その他職員福祉のための独自の制度の概要

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の福利増進を図るため職員互助会を設置しています。

互助会は、職員による互助組織であり、職員の掛金により運営され、職員の冠婚葬祭などに際しての給付事業をはじめ、職員親睦に資する事業や体育活動への助成などの福利事業等を行っています。

### (3) 公務災害補償の状況

職員の公務上の災害に対する補償は、地方公務員法第45条の規定により制定された地方公務員災害補償法によって具体的に定められています。

本市は、地方公務員災害補償基金佐賀県支部に加入しています。

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の推進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。

平成28年度に公務災害と認定された件数は2件です。

### (4) 職員の利益の保護の状況

職員は、地方公務員法第46条の定めるところにより、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、市が公平委員会の事務を委託している佐賀県人事委員会に対して適当な措置が執られるよう要求することができます。同様に、職員は懲戒処分など、その意に反して不利益な処分を受けた場合には、審査請求をすることができます。

平成28年度においては、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する審査請求、ともに該当はありません。